

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 28 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530094

研究課題名(和文)責任根拠としての「意思的関与」に関する研究

研究課題名(英文)The civil responsibility on the ground of the conscious awareness

研究代表者

中舎 寛樹(NAKAYA, Hiroki)

明治大学・法務研究科・教授

研究者番号：10144106

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円、(間接経費) 870,000円

研究成果の概要(和文)：契約関係が存在していないが、それが存在するのと同様の法律効果が発生する場合、その責任根拠として意思的関与が必要である。意思的関与とは、第1の場面である表見法理では、無権限者による行為に対する権利者ないし本人の認容である。また、第2の場面である多角的法律関係では、取引に関する基本関係を形成する合同行為的な意思表示である。

研究成果の概要(英文)：The contractual responsibility happens on the ground of the conscious awareness in some non-contractual cases. In apparent theory, it means the admission of the true title holder to the transaction by the non-title holder. In the multilateral legal relationship, it means the joint expression of intention to make the basic relationship for the transaction.

研究分野：民法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：意思的関与 表見法理 多角的法律関係 認容 合同行為

1. 研究開始当初の背景

(1) 民法上、法律行為が存在していないにもかかわらず、それが成立しているのと同様の法律効果が発生することが認められる場合がある。その典型は、表見法理における真の権利者ないし本人の責任、及び複合的契約関係における契約関係にない当事者の責任である。このような責任を生じさせる根拠として、従来判例・学説は、
については、個々の法律関係の「相互依存性」「共通の目的」などを掲げている。しかし、これらは、これらの問題を検討する“視点”にすぎず、その意義や限界が明らかでないという状況にあった。

(2) 本報告者は、これまで、
に関して、帰責性の内容は権利外観とは別の意思、動機、権利外観に対する承認、認識などの意思的な関与から構成されていることを明らかにしてきた。また、
については、複合的契約関係は取引の全体システムに参加するという意思的な関与から構成されていることを明らかにしてきた。これらの意思的関与は、伝統的な法律行為論・意思表示論においては、錯誤論などの例外を除き考察の対象外に置かれてきたのであり、これが問題解決及び理論的説明を困難にしてきた原因であると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、取引上、法律行為が存在しないにもかかわらず、法律行為が成立していると同様の法律効果が発生するとされている場面を素材として、真の権利者・本人ないし契約関係にない当事者の責任根拠とされている「意思的関与」が法律行為論・意思表示論との関係でどのように位置づけられるべきかを理論的に明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究の目的を達成するために、民法上の表見法理における帰責性、及び複合的契約関係における相互依存性・共通の目的が意思表示論の下でどのように捉えられるかを明らかにする。また、比較法的にみて、ドイツ法などにおいては、意思的関与と同様ないし類似の問題についてどのような処理が行われているか、またそれが基礎理論上どのように位置づけられているかを検討する。そして最後に、これらの研究を総合して、わが国において意思的関与を取り込んだ新たな基礎理論を構築する。

4. 研究成果

(1) 表見法理における「意思的関与」

表見法理における責任根拠としての「認容」
本報告者は本研究に先立つ研究において、民法上の表見法理ごとに主として判例分析を中心として帰納法的にその帰責の構造を検討してきた。そして、表見法理における帰責の構造には、各法理特有の多様性ととも、各法理に共通する点があることを明らかにした。すなわち、わが国における表見法理は、真の権利者ないし本人以外の他人によって権限違反の行為が行われたという権限違反行為類型として共通し、真の権利者ないし本人の帰責根拠は、その他人の行為に対する「認容」にある点で共通している。そして認容とは、効果意思ではなく、また意思の通知（観念の通知）でもないが、単なる動機でもない、本人の積極的な自覚的心理状態の対外的発現であると結論づけた。

ドイツにおける表見代理の帰責根拠

ドイツにおいては、わが国とは異なり表見代理に関する直接的な規定がない。このような状況下で、解釈上表見代理を認めるべきだとしても本人の認容がある場合に限るべきかそれとも一般的な信頼保護にまで拡大す

べきかが議論されてきた。

認容代理 (Duldungsvollmacht) とは、無権代理行為を認識・認容しているが、代理権授与の意思もその意識もない場合に、この意識的認容を帰責要件として相手方を保護する概念である。戦後の判例および学説により認められるようになった。その法律構成にはさまざまなものがあるが、認容代理を認めるという点では、判例・学説上今日異論がない。外見代理 (Anscheinsvollmacht) とは、本人が代理権授与について認識しない場合でも、過失を根拠に善意無過失の相手方を保護する概念である。戦後の判例により認められており、学説でもこれを認めるべきだとする見解もある。しかし、近年の多く学説は、認容がない場合には、損害賠償責任を超えて法律行為を有効とすることはできないとして外見代理を否定する。

わが国における表見代理の帰責根拠

民法 109 条の位置づけについては、ドイツにおける表見代理の議論を反映した見解の対立がみられる。しかし、本条における帰責根拠を本人の意識的な認容に基づく表示責任に求めることでは異論がない。

民法 110 条においては、基本代理権ないし基本権限の付与により、他人による行為を一定程度認容しているという意味において緩やかな認容があることを帰責根拠としつつ、越権代理行為に対する本人の関与の程度と相手方の事情とを相関的に判断して、正当理由がある場合に本人の責任を認めるべきである。

民法 112 条の場合には、無権代理行為に対する直接の意識的認容があるとはいえないが、自己が付与した代理権が消滅しているにもかかわらず、その権利外観を残置させているという事情があり、このような状態は、法的には認容があったと評価しうる。本条は、このような広い意味での無権代理行為に対する表示責任であり、その根拠は、緩和された

意味での本人の認容にあるというべきである。

表見法理全体との関係

わが国の表見代理における本人の帰責根拠は、表見代理の類型によって違いがあり、これをすべて同様に説明することは妥当でない。しかしすべての類型において、無権代理行為がなされ得る状況に対する本人の認容が基礎にあると解される。したがって、表見代理における本人の帰責根拠は、無権代理行為に対する本人の認容を共通要素としつつ、表見代理の類型の違いに応じて多様性があるといえる。

このような帰責根拠の共通性と多様性は、すでに指摘してきたように、表見法理は他人による行為が無権限で行われた場合として共通しつつ、表見法理の種類によって、本人に虚偽の権利外観を積極的に利用する強い意識的な認容がある場合 (民法 94 条 2 項) がある一方、そのような事情がない場合であっても適用される場合がある (民法 478 条) など、本人の意思的関与に多様性があることを裏づけるものである。

(2) 多角的法律関係における「意思的関与」

多角的法律関係の意義

「多角関係」とは、三当事者以上が関与して一つの取引を形成している契約態様ないし社会現象であり、「多角的法律関係」とは、そのような態様・現象を法的にも一体的に捉えられる法律構成である。従来複合的契約関係と呼ばれてきた取引は、多数当事者からなる一つの取引であり、取引に含まれる各当事者が他の当事者すべてに対して多角的な権利義務を有しているという視点に立つことが必要である。

多角的法律関係の特徴

多角的法律関係の形成は、全体システム (取引の構造) と個別システム (個別契約) との重層的関係によって基礎づけられる。個別シ

システムに参加する当事者が全体システムに組み込まれることによって多角的法律関係が形成される。各当事者は、契約法理に則り個別的な契約上の拘束を受けると同時に、取引の構造からする集団的な拘束を受けるという特殊な状況に置かれる。

多角的法律関係における各当事者間の法的な相互作用を生じさせる要素としては、意思、引受け、信認、選任、参加、補助のように当事者の意思的な要素である場合のほか、主従関係、従前の当事者の権利・地位のような当事者の立場である場合もあり、さらには、各個別契約の相互補完性・経済的目的の一体性、契約の目的、取引の仕組みの目的、協働性のように多角的な取引構造そのものである場合もある。しかし、この相互作用とその多様性は、現在の法律行為論における意味での効果意思によって説明することはできない。

意思的関与の観点からする法律構成

多角的法律関係の理論的構成の一つとして、全体システムに参加する取引当事者の意思的関与に注目する構成が考えられる。すなわち、多角的法律関係における全体システムには、それに参加する当事者により取引共同体が形成されるという点で団体法的な側面がある。この点に着目するならば、多角的法律関係に参加する当事者の意思表示には、全体システム内の個別の二当事者間で個別契約を締結するという意思表示だけでなく、全体システムを形成ないしそれに参加するための合同行為的な意思表示（同意）が含まれていると構成することができる。また、多角的法律関係における各当事者間の相互作用は、全体システムが多角的法律関係の基本事項を定める基本契約となり、個別契約には含まれていない内容であっても当事者を拘束するという契約の重層的な構造にあると構成することによって説明することができる。このような構成は、効果意思とは異なる意思的関与を合同行為的な意思表示ないし同意と観

念するものである。

ファイナンス・リース取引と多角的法律関係の有用性

ファイナンス・リース取引は、動産の購入について、賃貸借の形式を利用して行われる取引であり、S（サプライヤー）、L（リース業者）、U（ユーザー）の三当事者の存在を不可欠とする。このうち、LとUのリース契約は、賃貸借契約として締結される。しかしリース契約には、効果の点で賃貸借と本質的な違いがある。第1に、目的動産に瑕疵が存在する場合の瑕疵担保責任はSが負担することとされている。これは賃貸借ということからは説明できない。第2に、リース料は目的動産の使用・収益の対価として設定されていない。これは賃貸借とは本質的に異なる点である。第3に、Uに修繕義務があることは賃貸借からは説明できない。

これを多角的法律関係という視点からみれば、次のようにいえる。第1に、リース取引では、全体システムとしての基礎的な契約関係と個別的なシステムとしての各当事者間の契約関係との重層的な構造が形成されている。第2に、個別システムは、S、U、Lが全体システムに参加することを承諾したうえで締結されるので、それにより当事者全員が全体システムの中に組み込まれる。第3に、したがって、全体システムに参加した当事者は、個別契約とは別に、取引構造からする取引共同体の集団的な拘束を受け、一定の法律効果が発生する。

保証取引と多角的法律関係の有用性

保証契約について錯誤無効をめぐる争いが近年数多くみられるが、それは、委託による保証取引が債権者・主債務者・保証人の三者から成る多角的な取引であるにもかかわらず、主債務者と保証人間の保証委託関係が保証契約の成否に無関係とされていることに原因がある。保証人が錯誤無効を主張する実体は、一定の事実関係の存在・不存在が保証

委託関係上の共通の基礎であり、これを債権者も了解していたはずだということを主張するためである。

これを多角的法律関係という視点からみれば、保証取引では、債権者・主債務者・保証人の三者が、保証契約及び保証委委託契約の締結の際に、保証取引に参加するという意思的関与(合同行為的な意思表示)をしており、それによって保証取引の基礎的な法律関係が形成されている。保証契約は、実質的には、多角的法律関係としての保証取引の一部ないし個別部分を成すものであり、取引の前提となる共通の基礎が失われれば、保証契約自体に問題がないときでも、その行為基礎を失って当然に無効となると解すべきである。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計9件)

中舎 寛樹、反社会的勢力を主債務者とする信用保証協会の保証契約と要素の錯誤(否定)判例評論、査読無、664号、2014、印刷中

中舎 寛樹、新種契約 ファイナンス・リース、『民法(債権法)改正の動向寄付講座2013年度講義録』、査読無、2014、pp.402 - 420

中舎 寛樹、表見代理の帰責根拠と「認容」、『法律行為論の諸相と展開』、査読無、2013、pp.106 - 126

中舎 寛樹、一 物的担保の価値を誤信して締結した保証契約と錯誤 二 主債務の債権譲渡を異議なく承諾した場合と保証契約の錯誤無効の主張、私法判例リマークス、査読無、2013、47号、pp.38 - 41

中舎 寛樹、表見法理の帰責構造と「認容」(下) 民事研修、査読無、2013、672号、pp.2 - 17

中舎 寛樹、表見法理の帰責構造と「認

容」(上) 民事研修、査読無、2013、671号、pp.19 - 31

中舎 寛樹、債権の準占有者への弁済と免責約款、『強行法・任意法でみる民法』、査読無、2013、pp.174 - 176

中舎 寛樹、無権利者に対する預金の払戻しと不当利得返還請求・損害賠償請求の意義、『市民法の新たな挑戦』、査読無、2013、pp.297 - 320

中舎 寛樹、表見法理における帰責の構造、名古屋大学法政論集、査読無、242号、2011、pp.1 - 67

[図書](計2件)

中舎 寛樹、日本評論社、表見法理の帰責構造、2014、印刷中

椿 寿夫、中舎 寛樹、日本評論社、多角的法律関係の研究、2012、511

6. 研究組織

(1)研究代表者

中舎 寛樹 (NAKAYA Hiroki)

明治大学・法務研究科・教授

研究者番号：10144106